

五城目町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅投資の波及効果による町の活性化を図るとともに、既存住宅の居住環境の質の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 五城目町住宅リフォーム緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 持ち家住宅 自己所有の住宅であつて、自己居住に供するもの。
- 2 増改築 既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。
- 3 リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）などを行うこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、町内に在住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、税金の完納者とする。

- 1 持ち家住宅の増改築やリフォーム（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者
- 2 親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- 3 親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者。
- 4 対象者が所有する住宅で、親（対象者の配偶者の親を含む。）又は、子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

(補助対象住宅)

第5条 補助金交付の対象となる住宅は、次に掲げる住宅とする。

- 1 一戸建て住宅（住宅用の車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であること。）
- 2 マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）については、持ち家住宅であつて、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）とする。

(補助対象工事等)

第6条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前条各号のいずれかに該当する住宅に係る次の各号に掲げるすべてを満たす工事とする。

- 1 リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が50万円以上であること。
- 2 町内に店舗を有する建設業者等が施工するものであること。

II 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

- 1 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- 2 門・塀等、いわゆる外構工事（別棟の住宅用車庫、物置は除く。）
- 3 他の補助制度を利用する場合で、他の補助制度との重複計上が認められない費用
- 4 その他、補助金の交付が適当でない認められる工事及び工事費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の5%に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に五城目町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし町長が認めた場合は、工事着手後であっても申請書を提出できるものとする。又、補助金交付申請は1回限りとする。

- 1 工事請負契約書又は工事見積書の写し
- 2 補助対象工事を行う住宅及び住宅の部分の工事着手前の写真
- 3 第4条第2号から同条第4号いずれかに該当する者による申請の場合は、その関係を示す書類
- 4 納税証明書
- 5 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を取り下げることができる。

(事業完了実績報告)

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したとき（増改築の場合において、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第4項及び同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外のリフォーム等工事にあつては、工事請負業者から対象工事の引渡を受けた日）は、平成23年3月31日までに、五城目町住宅

リフォーム緊急支援事業工事完了実績報告書（様式第3号）（以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 1 補助対象工事を行った住宅又は住宅の部分の工事着手前及び工事完了後の写真
- 2 増改築の場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- 3 工事内容の変更により、第10条の規定により決定した補助金の額に変更が生じた場合は、工事請負変更契約書又は変更請書又は変更後の工事精算内訳書の写し
- 4 補助金交付請求書（様式第6号）
- 5 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

- 2 前条に規定する完了実績報告書の提出を受け、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、第9条の例により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 補助金の支払いは、前条第1項の規定による額の確定後に町で現場を確認し、その後支払うものとする。

（是正のための措置）

第14条 町長は、第11条に規定する工事完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象住宅及び補助対象工事が第5条及び第6条に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- 1 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- 2 前条の規定に基づく措置をとらなかったとき
- 3 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
- 4 その他町長が不相当と認めたとき

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。